

D. 国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業

「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定めるコア項目を全て満たした自然公園法第10条に規定する国立公園宿舍事業を執行する者（以下「宿舍事業者」という。）が、当該ガイドラインに定めるステップアップ項目の一部を満たすため、施設の内装、外装、設備の整備・改修を行う建築改修等事業。本整備事業を活用する場合には、申請する事業が「国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画」に位置付けられていることが必要です。なお、本補助事業を実施する場合は事前に財団に相談すること。

【国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画について】

本補助事業を活用する宿舍事業者が作成するもので、申請事業の内容をとりまとめたもの。

実施要領別添3（国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画について）

<https://www.env.go.jp/content/000395946.pdf>

実施要領別添3様式6（国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画）

<https://www.env.go.jp/content/000395940.xlsx>

【国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業の条件等について】

- ・整備・改修は、「国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画」で取り組むことを位置付けた事業であって、ガイドラインのチェック項目リストのうち以下のステップアップ項目を達成するために必要な事業を対象とします。

（3－2）環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり

（5－2）利用者への普及啓発

- ・「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づくチェックリスト（別紙5）の提出が必要です。
- ・申請者が宿舍事業者であることを証する書類の提出が必要です。

【国立公園ならではの宿泊施設ガイドラインについて】

国立公園ならではの宿泊施設として目指す姿について、環境省が定めたもの。国立公園における「滞在体験」の核を担う宿泊施設の機能を整理し、環境・社会の持続可能性や、国立公園の保護と利用の好循環に資する取り組みをコア項目・ステップアップ項目の2段階でチェックリスト形式により示しています。手引きは、ガイドラインを補完する資料として、ガイドラインのチェック基準や取り組み事例集を整理したものです。

国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（2.0版）

<https://www.env.go.jp/content/000389700.pdf>

国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（2.0版）手引き

<https://www.env.go.jp/content/000389701.pdf>

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

D. 国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業

補助対象経費は、以下とします。

- ・申請したステップアップ項目を満たすために直接必要な経費で、申請者自らが所有、管理する設備等の整備に係る経費

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（D事業）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1－10） D. 国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業 実施計画書
- ・（別紙2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・（実施要領 別添3様式6） 国立公園ならではの宿泊施設整備改善計画
- ・（別紙5） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づくチェックリスト
- ・ 宿舎事業者であることを証する書類
- ・ 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づき、環境省と連携協定等を締結している場合は、その写し。
- ・ 補助事業に関する見積書
 - ＊積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙2－2経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・ 整備内容に関する補足資料
 - ＊整備場所の位置図、各種図面（平面図、立面図、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・ 土地または建物の登記事項証明書（全部事項証明書）＊発行から3か月以内のもの
 - ＊整備場所が建物の敷地内である場合は建物の登記事項証明書、敷地外の広場等である場合は土地の登記事項証明書を、いずれも含む場合は両証明書を提出すること。
- ・ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）＊発行から3か月以内のもの

- ・ 承諾書

- ＊申請者と土地所有者が異なる場合、土地建物所有者が複数いる場合に添付

- ・ 現状の写真（撮影日を記載すること）

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1 別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。